

小樽市週休2日設定工事要領に係るQ&A

令和6年2月19日

No.	質問内容	回答
1	公共工事設計労務単価(51種)以外の労務単価も補正対象となりますか？ (例えば、工事の中で一部、測量や設計を行った場合の業務委託料など)	補正対象は公共工事設計労務単価(51種)のみであり、それ以外の労務単価は補正対象となりません。 設計・測量技術者等は公共工事設計労務単価(51種)に該当しないため、補正対象となりません。
2	4週8休とは4週(1か月)の間に8日間の休日を取得するということですか？	最終的に対象期間の現場閉所率が28.5%以上のことを指すため、必ずしも月ごとに8日の休暇を取得しなければならないという意味ではありません。しかしながら、法改正等の趣旨を踏まえ、可能な範囲で週単位(週休2日)、月単位(4週8休)で計画的な休日の取得を行うよう努めて頂くようお願いいたします。
3	現場振替閉所日設定の規定があるが、どのような目的で規定するのか？ 対象期間で28.5%以上の現場閉所を行えばよいということではないのか？	あくまでも経費補正の可否については、対象期間の現場閉所率が28.5%以上で判断することから、ご指摘のとおりです。 しかし、本要領の趣旨が建設業の担い手確保や労働環境の整備を目的としたものであることに鑑み、休日を振り替える場合は可能な範囲で当初予定していた休日から近接した日程で休暇を取得することが望ましいとする考え方として示しているものです。
4	着手時に提出する「計画工程表(任意様式)」のみで、4週8休を加味した工程かの判断は困難であると思うがいかがか？ また、計画工程表の工種毎の横棒線に閉所日を白抜きした形で作成する必要があるのか？	これまでの計画工程表と同様に、閉所日を白抜きして作成する必要はありません。また、ご指摘のとおり計画工程表の段階ではそのみで4週8休を加味しているかの判断は困難であると考えられますが、明らかに工程が前半や後半に偏っており、それに伴い準備工又は後片付け期間が異常に長い場合等には施工計画書の確認段階で具体的に聞き取りを行います。 最終的には休日等取得実施調書(予定)と併せて、工程が適切かの判断を行います。